

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度 実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、脱炭素社会の実現に資する森林整備及び木材利用の取組みとして、大阪府が認証する「大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度」について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 大阪府内に事業所がある企業・団体等（以下、「企業等」という。）が行う、大阪府における森林整備及び大阪府内の森林より産出された木材（以下、「大阪府内産木材」という。）の利用による CO₂森林吸収量及び CO₂木材固定量を適正に評価することにより、社会全体で CO₂排出量削減の取組みを推進する。

(認証の対象)

第3条 認証の対象とする取組みは以下のとおりとする。

(1) CO₂森林吸収量

ア 大阪府内に事業所がある企業等が大阪府内で実施した森林整備

(2) CO₂木材固定量

ア 大阪府内に事業所がある企業等が実施した大阪府内産木材を利用した施設の木造化・木質化

イ 大阪府内産木材を使用した家具等の木製什器の整備

2 前項の森林整備やその対象となる森林、施設の木造化・木質化、木製什器の整備については、別に定める実施基準によるものとする。

(認証機関の指定)

第4条 知事は、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証の審査事務を行う法人を認証機関として指定するものとし、その数は1法人とする。大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証書は、その指定を受けた法人に限り発行することができる。

2 前項の指定の有効期間は、指定を受けた日から2年とする。

3 前2項の認証機関の指定を受けようとする法人は、認証機関指定申請書（別記第1号様式）に次の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法人の定款又は寄付行為及び印鑑証明書

(2) 法人の事業の経歴を示した書面

(3) 申請をしようとする日の属する年の直前2年の各年度において賦課された法人税に係る納付済額を証する書類、又は確定申告書の写し

(4) 申請をしようとする日の属する直前2年の各年度の収支報告書

(5) 当該法人により認証の発行等に係る次の事項を記載した書面（以下、「業務計画」という。）で、当該法人の名称を冠したもの

ア 森林整備や木材利用に関する業務を実施しており、知識と経験を持つ職員の配置に係る事項

イ 大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証書において算出する CO₂の計算方法

ウ 大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度の運営について、企業等に対して

行う指導及び助言に係る事項

(指定の基準等)

第5条 知事は、前条第3項に規定する指定の申請があった場合において、その申請が次の各号いずれにも適合すると認められるときは、同条第1項の規定による指定を行うものとする。

(1) 申請者が次のいずれにも該当すること。

ア 大阪府内に主たる事務所を置いていること。

イ 民法(明治29年法律第89号)第33条の規定による設置の許可を受けた財団法人であること。

(2) 当該法人の取組み内容が次のいずれにも該当すると認められること。

ア 森林整備や木材利用に関する業務を実施しており、知識と経験を持つ職員を有すること。

イ CO₂森林吸収量及びCO₂木材固定量を、府が定めた算定基準に基づき算定できること。

ウ 本制度の適切な運営のための企業等への指導及び助言に係る事項が適切に定められていること。

2 知事は、前条第1項の規定による指定をしたときは、当該指定をした法人に対して認証機関として指定された機関であることを証する認証機関指定書(別記第2号様式)を交付する。

(認証機関の業務)

第6条 認証機関は、作成した業務計画に従って次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証書を発行すること。

(2) 前号の書面発行のために必要となる事項について、事業者に対して適切な指導及び助言を行うこと。

(3) 業務実施期間中、四半期ごとに、知事に業務報告書を提出すること。

2 認証機関は、前項に規定する業務に係る当該年度の実施結果について、認証機関業務実績報告書(別記第3号様式)により翌年度の4月15日までに知事に報告しなければならない。

(認証に係る実施計画及び実績報告)

第7条 認証を受けようとする者は、認証機関あて実施計画書(別記第4号様式)を提出し、CO₂森林吸収量にあたっては大阪府内における森林整備が完了したとき、CO₂木材固定量にあたっては大阪府内産の木材利用をしたときは、速やかに認証機関あて実績報告書(別記第5号様式)を提出する。

(認証に係る内容の変更)

第8条 実施計画書の内容に次の変更が生じたときは、速やかに変更申請書(別記第6号様式)を認証機関に提出する。

ア 実施場所の変更

イ CO₂森林吸収量及びCO₂木材固定量が実施基準に満たない恐れのある事業量の減少

- ウ. 申請者の代表者又は所在地の変更
 - エ. 完了予定年月日の大幅な変更
 - オ. その他、認証機関が指示した事項の変更
- 2 前条の規定は、前項の内容の変更について準用する。

(認証)

- 第9条 認証機関は、第7条の規定による実施計画及び実績報告があったときはこれを受理し、知事へ報告する。
- 2 認証機関は、本実施要領並びに別に定める実施基準により計画及び実績の確認を行い、適正と認められる場合は、**認証書（別記第7号様式）**に基づき認証書案を作成し、知事に提出する。
- 3 知事は、前項の認証書案が適正と認められる場合は、これを承認する。
- 4 認証機関は、前項に係る認証書を交付する。
- 5 認証機関は、毎月末に認証書の交付実績を**認証書交付報告書（別記第8号様式）**により知事に提出する。
- 6 その他認証に係る必要な事項は、別に定める**実施基準**、**算定基準**による。

(認証書の取扱い)

- 第10条 認証書及び認証書に記載された内容は、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に係る対策計画書及び実績報告書で利用することや社会貢献活動の実績として広報活動等に利用することができる。
- 2 認証書は大阪府が独自の方法により評価・認証するものであり、他の制度とは関わらない。
- 3 認証書を第三者に販売または、譲渡することはできない。
- 4 次の各号に該当するときは、認証を取り消す場合がある。
- (1) 実施計画書及び実績報告書に虚偽の記載があった場合。
 - (2) 維持管理が適切に行われない場合。
 - (3) その他知事が認証を適切ではないと判断される事象が発生した場合。

(認証を受けようとする者の責務)

- 第11条 認証を受けようとする者は、当該認証の対象等について問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

(所掌)

- 第12条 この要領に関する事務は、大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課において所掌する。

(その他)

- 第13条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- この要領は、令和5年3月1日から施行する。
この要領は、令和5年6月19日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に係る
認証機関指定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者
所在地
名称

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領第4条第3項の規定により、下記のとおり大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に係る認証機関の指定を申請します。

記

1. 申請する法人の名称等
 - (1) 法人の名称、代表者氏名及び所在地
 - (2) 電話番号及びファックス番号
 - (3) 電子メールアドレス及びホームページアドレス

2. 添付書類
 - (1) 法人の定款又は寄付行為及び印鑑証明書
 - (2) 法人の事業の経歴を示した書面
 - (3) 申請をしようとする日の属する年の直前2年の各年度において賦課された法人税に係る納付済額を証する書類、又は確定申告書の写し
 - (4) 申請をしようとする日の属する直前2年の各年度の収支報告書
 - (5) 当該法人により認証の発行等に係る次の事項を記載した書面（以下、「業務計画」という。）で、当該法人の名称を冠したもの
 - ア 森林整備や木材利用に関する業務を実施しており、知識と経験を持つ職員の配置に係る事項
 - イ 大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証書において算出する CO₂の計算方法
 - ウ 大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度の運営について、企業等に対して行う指導及び助言に係る事項

第2号様式(第5条関係)

年 月 日
番 号

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に係る
認証機関指定書

様

大阪府知事

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領第5条第2項の規定により、下記のとおり大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に係る認証機関に指定します。

記

1. 指定番号

2. 指定した法人
法人名
所在地

3. 有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

第3号様式(第6条関係)

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に係る
認証機関業務実績報告書

年 月 日

大阪府知事 様

指定認証機関
所在地
名称

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領第6条第2項の規定により、
年度における指定認証機関としての業務を下記のとおり報告します。

記

1. 指定番号

2. 森林吸収量・木材固定量の交付実績

認証番号	交付日	認証書交付先	森林吸収量 (t - CO ₂ /年)	木材固定量 (t - CO ₂)

3. 事業者への主な指導、助言内容

第4号様式(第7条関係)

大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証 実施計画書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者住所

団体等名

代表者名

大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量の認証を受けたいので、大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領第7条の規定により下記のとおり提出します。

記

1 森林整備

(1) 森林の所在地 市・郡 町・村 番地
(位置図、平面図、測量図等の面積を表示した図面、写真等の資料を添付)

(2) 森林整備の内容

樹種	林齢	面積(ha)	作業種	完了予定 年月日	備考
			植栽・下刈・除伐・間伐		
			植栽・下刈・除伐・間伐		
			植栽・下刈・除伐・間伐		

2 木材利用

(1) 施設の所在地 市・郡 町・村 番地
(位置図、平面図、構造図、数量表(木材使用量)、写真等の資料を添付)

(2) 木材利用の内容

樹種	大阪府産木材 使用材積 (m ³)	区分	完了予定 年月日	備考
		木造化・木質化・家具等の什器		
		木造化・木質化・家具等の什器		
		木造化・木質化・家具等の什器		

第5号様式(第7条関係)

大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証 実績報告書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者住所

団体等名

代表者名

大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量の認証を受けたいので、大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領第7条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1 森林整備

(1) 森林の所在地 市・郡 町・村 番地
(位置図、平面図、測量図等の面積を表示した図面、写真等の資料を添付)

(2) 森林整備の内容

樹種	林齢	面積(ha)	作業種	完了年月日	備考
			植栽・下刈・除伐・間伐		
			植栽・下刈・除伐・間伐		
			植栽・下刈・除伐・間伐		

2 木材利用

(1) 施設の所在地 市・郡 町・村 番地
(位置図、平面図、構造図、数量表(木材使用量)、写真等の資料を添付)

(2) 木材利用の内容

樹種	大阪府産木材 使用材積(m ³)	区分	完了年月日	備考
		木造化・木質化・家具等の什器		
		木造化・木質化・家具等の什器		
		木造化・木質化・家具等の什器		

第6号様式(第8条関係)

大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証 変更申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者住所

団体等名

代表者名

令和 年 月 日付けで提出した大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証実施計画について変更が生じたので、大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領第8条の規定により下記のとおり提出します。

記

1 変更内容

(1) 森林整備

項目		変更前	変更後
申請者の代表者又は所在地			
実施場所			
森林整備 の内容	樹種		
	林齢		
	面積	ha	ha
	作業種		
完了予定年月日			
その他			

※森林整備については、位置図、平面図、測量図等の面積を表示した図面、写真等の資料を添付。

(2) 木材利用

項目		変更前	変更後
申請者の代表者又は所在地			
実施場所			
木材利用 の内容	樹種		
	使用材積	m ³	m ³
完了予定年月日			
その他			

※木材利用については、位置図、平面図、構造図、数量表(木材使用量)、写真等の資料を添付。

認 証 書

認証番号 _____

認証機関名

様

貴団体（貴社）の取組みによる、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に基づき、森林整備による CO₂森林吸収量は、次のとおりである。

年度	令和	年度
森林の所在地		
取組内容		
森林整備面積		ha

森林整備による CO₂森林吸収量 _____ t-CO₂/年

上記は、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度算定基準の規定により算出したものである。

令和 年 月 日

大阪府知事

認 証 書

認証番号

認証機関名

様

貴団体（貴社）の取組みによる、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に基づき、木材利用による CO₂木材固定量は、次のとおりである。

年度	令和	年度
木材の利用箇所		
整備内容		
大阪府内産木材使用量		m ³

木材利用による CO₂木材固定量 t-CO₂

上記は、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度算定基準の規定により算出したものである。

令和 年 月 日

大阪府知事

第8号様式(第9条関係)

大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度に係る
認証書交付報告書

年 月 日

大阪府知事 様

認証機関
所在地
名称

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領第9条第5項の規定により、令和
年 月における認証書交付実績を下記のとおり報告します。

記

1 認証書の交付実績

認証番号	交付日	認証書交付先	森林吸収量 (t-CO ₂ /年)	木材固定量 (t-CO ₂)

2 事業者への主な指導、助言内容